



－春の香り－ いばらき自然環境フォトコンテスト 奨励賞 高橋 茉莉絵さん

「自立の道は職場から 障害者の積極的な雇用を！」

おもな内容

- 県内の雇用情勢 2
- 平成19年度労働保険年度更新受理相談会日程表 3
- 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針 4～5
- 改正男女雇用機会均等法スタート 6
- 監督署・ハローワーク管轄所在地等一覧 7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.97倍・14か月連続で上昇

(前年同月比・季節調整値)

有効求人数は9か月連続の増加

有効求職者数は47か月連続の減少

① 概況

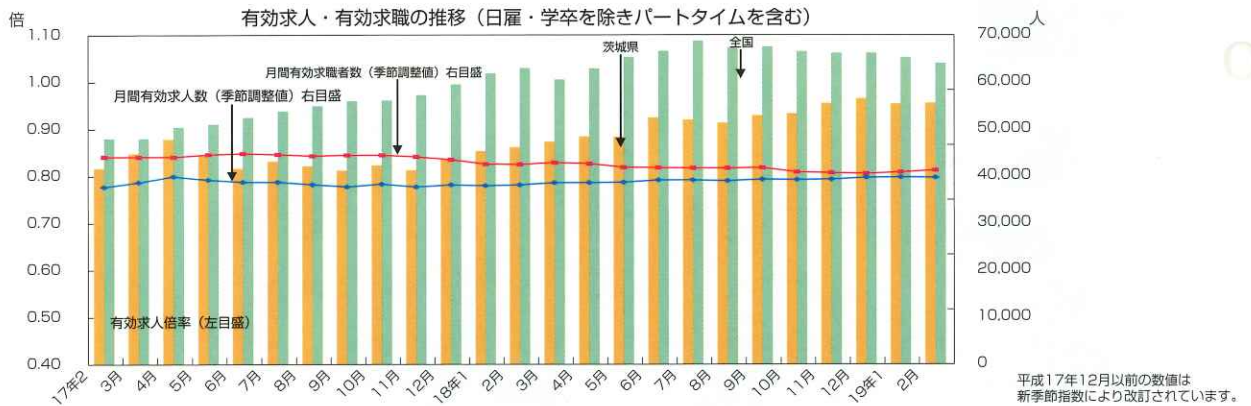
2月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,008人で前年同月に比較して1.5%減と、3か月ぶり減少となりました。

新規求職者数は10,838人(前年同月比8.3%減)で、10か月ぶりの増加となった前月から再び減少に転じました。なお、雇用形態別に見ると一般(9.0%減)は11か月連続で減少し、パートタイム(6.1%減)も2か月ぶりの減少となりました。

有効求人数は40,781人で、前年同月比で4.6%の増と9か月連続の増加となりました。一方、有効求職者数は、38,285人(3.9%減)で、47か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.97倍(季節調整値)と前月(0.98倍)を0.01ポイント下回ったものの前年同月比(0.90倍)を0.07ポイントの上回り、原数値では1.07倍と5か月連続で1.00倍を超えました。

就職件数は3,240件と前年同月比で5.3%減と、9か月連続の減少となりました。



② 新規求人の動き

新規求人数は15,008人となり、前年同月比で1.5%減と、3か月ぶりの減少となりました。

産業別にみると、製造業(前年同月比3.5%増)、情報通信業(同11.7%増)、医療・福祉(同13.3%増)、サービス業(同2.3%増)で増加し、建設業(同10.3%減)、運輸業(同3.4%減)、卸売・小売業(同6.8%減)、飲食店・宿泊業(同35.0%減)、その他の産業(同1.3%減)で減少しました。

また、規模別に見ると30~99人(同4.3%増)、300~499人(同20.7%増)で増加したものの、新規求人数の過半数(52.9%)を占める29人以下(同4.9%減)をはじめ100~299人(同2.2%減)、500人以上(同11.4%減)で減少となりました。

雇用形態別では、一般常用が7.2%増と10か月連続の増加となり、パートタイムは15.7%減と2か月ぶりの減少となりました。

④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,505件で、前年同月に比較し9.4%減と9か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は23.1%と、前年同月(23.4%)より0.3ポイント低下しました。

雇用保険受給者実人員は9,336人で、前月比で1.8%減、前年同月比では8.3%減(52か月連続)と依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は903人で、資格喪失者に占める割合は10.0%(前年同月9.4%)と0.6ポイント上昇し、事業主都合離職者数でも20.1%増と5か月連続の増加となりました。

③ 新規求職の動き

新規求職者数は10,838人となり、前年同月比で8.3%減と10か月ぶりの増加となった前月から再び減少に転じました。雇用形態別の割合では、一般が73.6%(前年同月74.2%)と0.6ポイント低下し、数でも9.0%減で11か月連続の減少となりました。一方パートタイムも数では6.1%減と2か月ぶりの減少となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は47.6%で前年同月(48.3%)を0.7ポイント下回り、若年求職者数でも9.7%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高齢者の占める割合は17.2%で、前年同月(16.8%)を0.4ポイント上回ったものの、高齢求職者数では6.1%の減少となりました。

平成19年度 労働保険年度更新受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場	所 在 地
水戸	5月16日(水)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館1階中研修室	水戸市水府町864-4
	16日(水)	10:00~15:00	(株)常陽銀行大宮支店 2階会議室	常陸大宮市南町257-3
	17日(木)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館1階中研修室	水戸市水府町864-4
	17日(木)	10:00~15:00	(株)常陽銀行大子支店 2階会議室 銀行駐車場の利用は狭隘のためご遠慮願います	久慈郡大子町大子735
	18日(金)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館1階中研修室	水戸市水府町864-4
	18日(金)	10:00~15:00	水戸信用金庫太田支店 2階会議室	常陸太田市内堀町2961-1
	21日(月)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター 本館1階中研修室	水戸市水府町864-4
日立	5月17日(木)	9:00~16:00	日立労働基準監督署1階会議室	日立市幸町2-9-4
	18日(金)	9:00~16:00	日立労働基準監督署1階会議室	日立市幸町2-9-4
	18日(金)	9:30~15:30	高萩市総合福祉センター 「萩っこ・はまなす」 会議室3	高萩市春日町3-10
	21日(月)	9:00~16:00	日立労働基準監督署1階会議室	日立市幸町2-9-4
土浦	5月17日(木)	9:30~16:00	土浦市勤労者総合福祉センター ワークヒル土浦 2階研修室1	土浦市木田余東台4-1
	18日(金)	9:30~16:00	土浦市勤労者総合福祉センター ワークヒル土浦 2階研修室1	土浦市木田余東台4-1
	18日(金)	9:30~15:30	国府地区公民館 2階会議室(旧石岡市福祉会館)	石岡市国府5-7-1
筑西	5月16日(水)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室	筑西市下中山581-2
	17日(木)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室	筑西市下中山581-2
	18日(金)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室	筑西市下中山581-2
	21日(月)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室	筑西市下中山581-2
古河	5月17日(木)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室	古河市東3-7-32
	18日(金)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室	古河市東3-7-32
	21日(月)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室	古河市東3-7-32
常総	5月16日(水)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室	常総市水海道淵頭町3114-4
	17日(木)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室	常総市水海道淵頭町3114-4
	18日(金)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室	常総市水海道淵頭町3114-4
	21日(月)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室	常総市水海道淵頭町3114-4
龍ヶ崎	5月17日(木)	9:00~16:30	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室	龍ヶ崎市川原代町4区6336-1
	18日(金)	9:00~16:30	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室	龍ヶ崎市川原代町4区6336-1
	21日(月)	9:00~16:30	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室	龍ヶ崎市川原代町4区6336-1
鹿嶋	5月17日(木)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 2階会議室	鹿嶋市宮中1995-1
	18日(金)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 2階会議室	鹿嶋市宮中1995-1
	21日(月)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 2階会議室	鹿嶋市宮中1995-1

外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針

第1 趣旨

一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語や我が国の労働性行に習熟していないこと等から、就労に当たって各種のトラブル等が生じている。

この指針は、これらを未然に防止し、外国人労働者に関して、雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、事業主が考慮すべき事項を定めたものである。

第2 外国人労働者の範囲

この指針という外国人労働者には、永住者及び特別永住者は含まれないものである。

なお、この指針は、技能実習制度における出入国管理及び難民認定法別表の「特定活動」の在留資格をもって雇用関係の下でより実践的な技術、技能等の修得のための活動を行う者（以下「技能実習生」という。）にも適用されるものである。

第3 外国人労働者の雇用及び労働条件に関して考慮すべき事項

事業主は、外国人労働者について、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）、雇用保険法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令等を遵守するとともに、特に、以下の1～5について適切な措置を講ずるべきである。

1 外国人労働者の募集及び採用の適正化

(1) 募集等

事業主は、国外から外国人労働者のあっせんを受ける場合には、職業安定法の定めるところにより、職業紹介事業の許可を得ている者から受け入れるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反するブローカーからは外国人労働者を受け入れないものとする。また、事業主は、外国人労働者を雇用し、請負によって業務を処理するに当たっては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行うことのないように、職業安定法及び労働者派遣法を遵守するものとする。

(2) 採用

事業主は、外国人労働者を採用するに当たっては、あらかじめ、旅券、外国人登録証明書等によりその在留資格が就労が認められるものであることを確認するものとする。また、事業主は、外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法その他の法令に抵触しない範囲内で、公平な採用選考に配慮するよう努めるものとする。

2 適正な労働条件の確保

(1) 労働条件の明示

イ 書面の交付

事業主は、外国人労働者との労働契約の締結に博し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、当該外国人労働者が理解できるようにその内容を明らかにした書面を交付するものとする。

ロ 賃金に関する説明

事業主は、賃金について明示する際には、賃金の決定、計算及び支払の方法等はもとより、これに関連する事項として税金、雇用保険料、労使協定に基づく一部控除の取扱いについても外国人労働者が理解できるように説明し、当該外国人労働者に実際に支給する額が明らかとなるよう努めるものとする。

(2) 適正な労働時間の管理

事業主は、法定労働時間の遵守、週休日の確保をはじめ適正な労働時間管理を行うものとする。

(3) 労働基準法等関係法令の周知

事業主は、労働基準法等関係法令の定めるところによりその内容についてその周知を行うものとする。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めるものとする。

(4) 労働者名簿等の調製

事業主は、労働基準法の定めるところにより労働者名簿、賃金台帳を調製するものとする。その際には、外国人労働者について、家族の住所その他の緊急時における連絡先を把握しておくよう努めるものとする。

(5) 金品の返還

事業主は、外国人労働者の旅券等を保管しないようにする。また、外国人労働者が退職する際には、労働基準法の定めるところにより当該外国人労働者の権利に属する金品を返還するものとする。また、請求から7日以内に外国人労働者が出国する場合には、出国前に返還するものとする。

3 安全衛生の確保

(1) 安全衛生教育の実施

事業主は、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うものとする。特に、外国人労働者に使用させる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等が確実に理解されるよう留意するものとする。

(2) 労働災害防止のための日本語教育等の実施

事業主は、外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めるものとする。

(3) 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業主は、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めるものとする。

(4) 健康診断の実施等

事業主は、労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断を実施するものとする。その実施に当たっては、健康診断の目的・内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めるものとする。また、外国人労働者に射し健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健康診断の結果及び事後措置の必要性・内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めるものとする。

(5) 健康指導、健康相談の実施

事業主は、産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導、健康相談を行うよう努めるものとする。

4 適正な労災保険給付の確保

(1) 労災保険制度の周知

事業主は、外国人労働者に対し、労災保険に関する法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、雇入れ時に外国人労働者が理解できるよう説明を行うこと等により周知を図るものとする。

(2) 保険給付の請求等についての援助

事業主は、外国人労働者に係る労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者からの相談に応ずること、当該手続を代行すること、その他必要な援助を行うように努めるものとする。

5 外国人労働者の雇用の安定及び福祉の充実

(1) 福利厚生施設

事業主は、外国人労働者について適切な宿泊の施設を確保するように努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、外国人労働者にも十分な機会が保障されるように努めるものとする。

(2) 生活指導等

事業主は、外国人労働者の日本社会への対応の円滑化を図るため、外国人労働者に対して日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習等について理解を深めるための指導を行うとともに、外国人労働者からの相談に応じるように努めるものとする。

(3) 教育訓練の実施等

事業主は、外国人労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(4) 解雇の予防及び再就職の援助

事業主は、事業規模の縮小等を行おうとするときは、外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等の対象となる外国人労働者で再就職を希望する者に対して、公共職業安定所、日系人雇用サービスセンター等の協力を得て、必要な援助を行うように努めるものとする。

(5) 帰国及び在留資格の変更等の援助

イ 事業主は、その雇用する外国人労働者の在留期間が満了する場合には、当該外国人労働者の雇用関係を終了し、帰国のための諸手続の相談その他必要な援助を行うように努めるものとする。

ロ 外国人労働者が在留資格の変更あるいは在留期間の更新を受けようとするときは手続きを行うに当たっての勤務時間の配慮その他必要な援助を行うように努めるものとする。

第4 外国人労働者の雇用状況の報告

事業主は、外国人雇用状況報告制度に沿って、毎年6月1日時点の外国人労働者の雇用に関する状況を、所轄の公共職業安定所に報告するものとする。

第5 外国人労働者の雇用労務責任者の選任等

事業主は、外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針の第3に定める事項等を管理させるため、人事課長等を外国人労働者の雇用労務に関する責任者（以下「雇用労務責任者」という。）として選任するものとする。

なお、事業主が、自ら雇用する外国人労働者を請負契約により注文主である他の事業主の事業所内で就労させる場合には、事業主は、必要に応じ当該注文主である事業主に相談し、協力を求め、雇用労務責任者にその職務を行わせるものとする。また、当該注文主である事業主は、相談を受けた場合、必要に応じて、雇用労務責任者が責務を果たせるよう配慮する。

第6 技能実習生に関する事項

技能実習生については、雇用関係の下に置かれることから、第3から第5までに掲げるところによるものとするほか、事業主は、技能実習の予定のある研修生を受け入れる場合には、職業安定法の適用があることに留意し、国外からあっせんを受ける場合には、職業紹介事業の許可を受けている者から受け入れるものとする。

第7 職業安定機関、労働基準行政機関その他関係行政機関の援助と協力

事業主は、職業安定機関、労働基準行政機関その他関係行政機関の必要な援助と協力を得て、この指針に定められた事項を実施するものとする。

◇当指針についてのお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお願いします。

女性はもちろん、男性にも

新 男女雇用機会均等法

2007年4月1日スタート!!



すべての雇用を均等に。



男性に対する差別も禁止されます。

間接差別が禁止されます。

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いも禁止されます。

男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策が義務化されます。

—改正男女雇用機会均等法等に関する相談・お問い合わせは各労働局雇用均等室へ—

※改正男女雇用機会均等法等に関するパンフレット等については、厚生労働省ホームページからも入手いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kaiseidanjo/index.html>

厚生労働省

茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 員数 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
17年 4月	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470
5	13,164	3,808	9,267	12,649	3,498	2,506	37,267	47,992	3,694	11,481
6	13,823	4,132	9,617	12,248	3,448	2,471	36,089	47,978	3,917	12,469
7	14,109	4,022	9,998	10,593	3,077	2,288	36,384	45,892	3,496	12,792
8	14,065	4,050	9,915	11,195	3,334	2,284	37,151	44,889	3,236	13,796
9	15,590	4,856	10,644	12,437	3,371	2,420	39,690	45,033	3,817	12,834
10	15,591	4,191	11,293	11,840	3,282	2,445	40,747	44,851	3,837	12,293
11	13,867	4,164	9,603	10,139	2,811	2,030	39,746	43,095	3,525	11,856
12	12,157	3,638	8,433	7,688	2,083	1,657	36,816	38,440	2,959	11,235
18年 1月	14,953	4,168	10,719	11,561	3,357	2,364	37,186	38,568	2,944	10,699
2	15,230	4,268	10,847	11,817	3,384	2,408	38,972	39,823	3,420	10,178
3	15,046	4,216	10,724	13,153	3,914	2,812	41,101	43,235	4,136	10,131
4	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116
7	14,131	4,213	9,818	10,484	4,889	1,917	37,216	43,111	3,354	11,135
8	14,477	4,109	10,268	10,590	5,087	1,807	38,210	42,305	3,183	11,967
9	16,801	4,990	11,720	11,208	5,183	1,881	41,439	42,126	3,815	10,872
10	15,893	4,911	10,899	11,085	5,118	1,991	42,324	41,778	3,614	10,466
11	13,610	3,741	9,771	9,378	4,392	1,633	41,788	39,685	3,325	10,189
12	13,377	3,798	9,492	7,405	3,389	1,345	38,567	35,718	2,783	9,725
19年 1月	16,061	4,524	11,482	11,615	5,468	2,123	39,445	36,875	2,742	9,508
2	15,008	4,235	10,687	10,838	5,157	1,865	40,781	38,285	3,240	9,336
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342	5.1
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
17年度月平均	1.23	1.49	0.88	0.98	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	290	4.4
17年 4月	1.20	1.41	0.91	0.93	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9	310	4.5
5	1.23	1.44	0.88	0.94	20.8	15.5	0.7	2.0	1.0	3.2	▲ 10.4	▲ 7.0	307	4.5
6	1.19	1.48	0.86	0.95	1.8	11.1	▲ 3.5	▲ 4.2	1.1	2.0	▲ 12.4	▲ 9.5	280	4.3
7	1.26	1.49	0.87	0.96	0.0	6.0	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 10.4	289	4.4
8	1.20	1.49	0.86	0.97	▲ 1.5	13.7	0.0	1.6	▲ 4.1	3.5	▲ 5.3	▲ 6.8	284	4.3
9	1.16	1.49	0.85	0.98	▲ 2.2	7.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 8.9	285	4.3
10	1.28	1.45	0.86	0.98	4.1	4.4	▲ 1.8	2.7	▲ 3.2	2.1	▲ 1.1	▲ 6.5	304	4.4
11	1.22	1.51	0.85	0.99	▲ 6.5	3.9	▲ 2.1	▲ 4.4	0.2	0.1	▲ 2.0	▲ 6.9	292	4.5
12	1.22	1.57	0.87	1.01	▲ 0.8	5.7	▲ 2.7	▲ 7.6	1.2	▲ 3.9	▲ 3.2	▲ 6.6	265	4.4
18年 1月	1.27	1.56	0.89	1.03	5.0	6.9	▲ 5.4	▲ 3.0	0.8	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 5.0	292	4.4
2	1.24	1.56	0.90	1.04	▲ 2.7	10.7	2.7	3.3	4.5	5.1	▲ 4.9	▲ 5.5	277	4.1
3	1.24	1.51	0.90	1.02	▲ 5.6	2.6	2.4	▲ 1.8	1.6	2.9	▲ 6.4	▲ 7.2	289	4.2
4	1.23	1.53	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4	284	4.1
5	1.32	1.61	0.92	1.06	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0	277	4.1
6	1.32	1.58	0.95	1.07	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7	278	4.2
7	1.31	1.58	0.95	1.09	0.2	4.5	▲ 1.0	▲ 0.0	▲ 4.1	1.1	▲ 13.0	▲ 7.5	268	4.1
8	1.27	1.60	0.94	1.08	2.9	4.6	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 13.3	▲ 7.6	272	4.1
9	1.35	1.57	0.95	1.08	7.8	2.2	▲ 9.9	▲ 2.8	▲ 0.1	1.1	▲ 15.3	▲ 8.6	280	4.2
10	1.40	1.53	0.96	1.07	1.9	1.7	▲ 6.4	▲ 2.0	▲ 5.8	1.2	▲ 14.9	▲ 5.3	281	4.1
11	1.33	1.60	0.98	1.07	▲ 1.9	1.0	▲ 7.5	▲ 4.3	▲ 5.7	▲ 1.9	▲ 14.1	▲ 5.8	259	4.0
12	1.39	1.60	0.99	1.07	10.0	3.4	▲ 3.7	1.3	▲ 5.9	2.8	▲ 13.4	▲ 7.4	244	4.0
19年 1月	1.34	1.51	0.98	1.06	7.4	▲ 2.8	0.5	▲ 0.5	▲ 6.9	1.7	▲ 11.1	▲ 6.7	264	4.0
2	1.31	1.51	0.97	1.05	▲ 1.5	▲ 4.4	▲ 8.3	▲ 3.2	▲ 5.3	▲ 0.8	▲ 8.3	▲ 6.7	270	4.0
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」を対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」を対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)
 4. ▲印は減少を示す。
 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 6. 平成18年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。